

成田市男女共同参画センター 使用の手引き



成田市赤坂2丁目1番地14

そよら成田ニュータウンアネックス館B棟2階
成田市男女共同参画センター

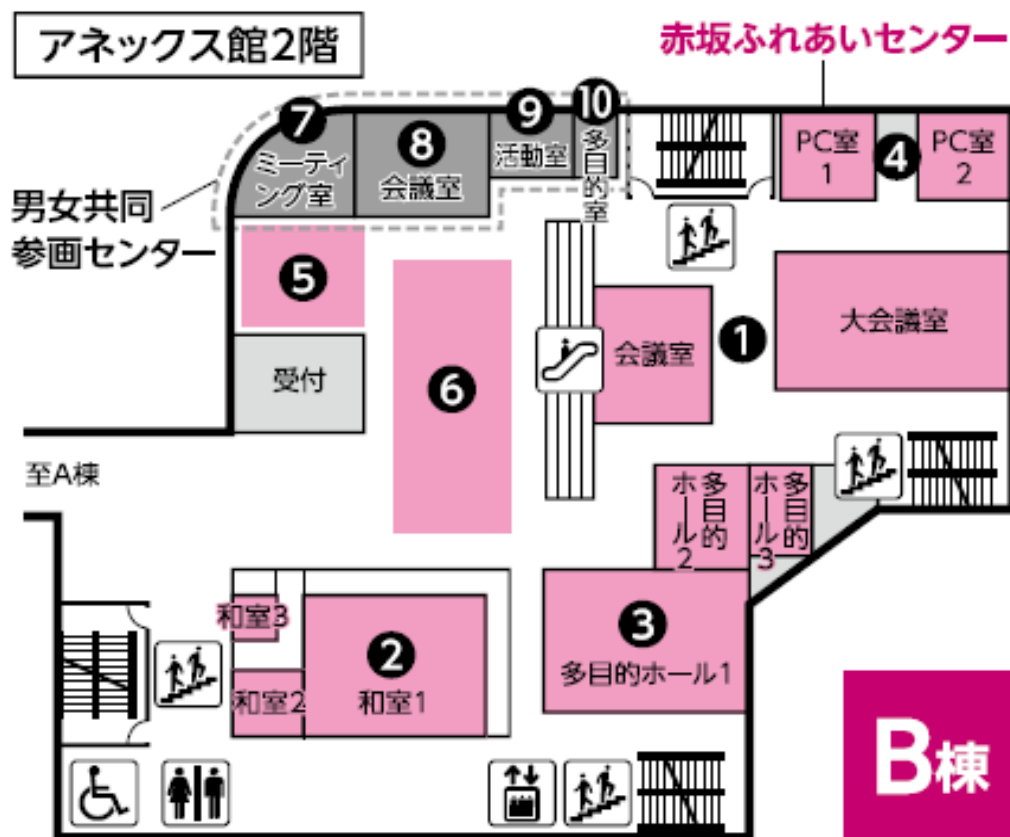
電話 0476-36-5569

FAX 0476-20-6143 (赤坂ふれあいセンター兼用)

◇開館日・開館時間について

- ・開館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除いた毎日です。ただし、この期間以外にも施設管理上等の都合により、臨時に休館することがあります。
- ・開館時間は、午前9時から午後9時までです。ただし、午後6時以降の貸館がない場合は、午後7時に閉館します。

◇施設案内について



⑦ミーティング室(57.1㎡)

男女共同参画に関する資料の掲示や講演会などのお知らせ、関連する図書などの情報提供を行います。また、センターを拠点として活動する認定団体の活動情報などのお知らせする場所となります。常時開放のフリースペースとして、テーブルと椅子を用意しました。少人数での談話などに自由にお使いいただけます。

⑧会議室(72.2㎡)

50名規模の会議室です。各種セミナー、講演会、講座の開催場所として適しています。スクリーン、プロジェクター、マイク、ホワイトボードなどの用意もあります。2分割しての使用も可能です。

⑨活動室(38.3㎡)

20名規模の活動室です。それぞれの団体の日常の活動や作業のためのスペースとして適しています。会議室で講演会等を開催する際の託児のスペースとしてもお使いいただけます。室内にはテレビなどの用意もあります。

⑩多目的室(16.6㎡)

小さな部屋にテーブルと椅子を用意しました。5名から6名での使用が適しています。少人数での打ち合わせや、面接、講演会等を開催する際には講師の控室としてもお使いいただけます。

※ ミーティング室以外の使用には許可が必要です。

※ 駐車場はそよら成田ニュータウンの駐車場をご使用ください。

ミーティング室



活動室



会議室



多目的室



◇登録について

- ・会議室などの貸出施設を使用するには事前に申請又は届出をお願いしています。
- ・申請又は届出の際、「認定団体登録」、「団体登録」、「個人登録」のうち、要件の合ういずれかの登録をお選びいただきます。
- ・受付は随時行います。ただし、受付時間は9：00から17：00までです。
- ・登録の有効期間は、登録をした日からその日の属する年度の末日（当該交付を受けた日が1月1日から3月31日までの間であるときにあっては、登録をした日の属する年度の翌年度の末日）までです。
- ・施設をご利用いただけるのは、登録の際、ご提出いただく名簿に記載された人に限ります。

・認定団体登録について

要件…①男女共同参画社会の形成の推進を目的とする団体であること。

②3人以上で構成され、規約、会則等により組織体制が明確である団体であること。

③市民が主体となっている団体であること。（構成員の2/3以上が本市在住・在勤・在学）

④営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体ではないこと。

申請…「男女共同参画センター認定団体登録申請書」に、構成員名簿及び組織の概要が分かる書類（定款、規約、会則等）を添付し、市民協働課又は男女共同参画センターに申請。

認定…「成田市男女共同参画センター認定団体登録証」の交付
登録の有効期間あり

特典…①予約の優先 使用予定日の3か月前の1日から予約できます。

②使用料の減額 使用料が半額になります。

③コピーサービス コピー機が無料で使えます。ただし、用紙はご用意ください。また、一日当たりの使用上限は1,000枚です。

④資料配架 ミーティング室への資料配架

・団体登録について

要件…①認定団体以外で使用を希望する団体（3人以上）であること。

②市民が主体となっている団体であること。（構成員の1/2以上は本市在住・在勤・在学）

届出…「男女共同参画センター登録届出書」に、構成員名簿及び組織の概要が分かる書類（定款、規約、会則等）を添付し、市民協働課又は男女共同参画センターに届出。

・個人登録について

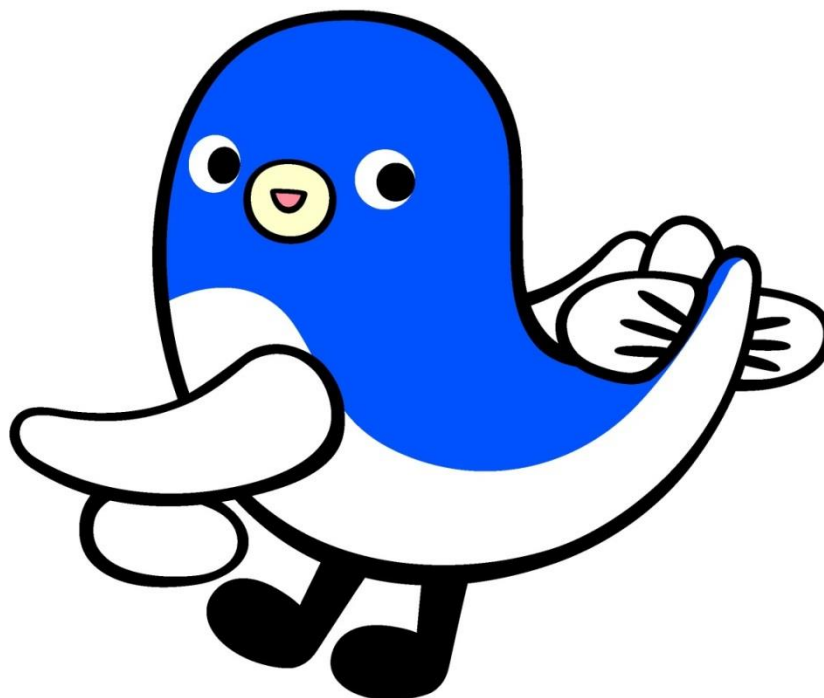
要件…①使用を希望する個人（2人以下）であること。

②本市在住・在勤・在学であること。

届出…「男女共同参画センター登録届出書」と構成員名簿（2人の時）を、市民協働課又は男女共同参画センターに届出。

◇使用時間について

- ・会議室等は、1時間単位で使用できます。
- ・準備や後片付け・清掃に要する時間も含めての使用時間になりますので、ご注意ください。



◇使用予約について

- ・予約の受付方法は、窓口・電話・FAXのいずれか。メールは不可。
- ・受付時間は9：00～17：00です。
- ・「認定団体登録」した者は、使用を希望する日の3カ月前の日が属する月から申し込みができます。
- ・「団体登録」・「個人登録」した者は、使用を希望する日の1カ月前の日が属する月から申し込みができます。
- ・予約後にキャンセルが発生した場合は速やかにご連絡ください。

◎登録区分ごとの予約手順

団体名	予約期間・方法
認定団体登録 した者	使用日の3か月前の1日～5日 使用回数は2回分まで予約可。 ※ただし、重複した場合は6日に使用調整、抽選を行う。
	【優先予約可】 使用日の3か月前の7日以降は先着順。 使用回数の制限はなし。
団体登録・ 個人登録した者	使用日の1か月前の1日～5日 使用回数は2回分まで予約可。 ※ただし、重複した場合は6日に使用調整、抽選を行う。
	使用日の1か月前の7日以降は先着順 使用回数の制限はなし。

【年始の申込み受付】

使用申込みの受付は1月4日から8日とし、抽選は1月9日、先着順で行う受け付けは1月10日からとします。

- ・事前に登録を行った者は、市民向けの講演会・イベント等を主催する際に男女共同参画センターをご使用いただくことができます。この際、使用に対する趣旨がわかる書類（事業計画書、収支予算書等）を事前に市民協働課又は男女共同参画センターに提出してください。（様式は任意です。）

◇使用申請について

- ・予約後、使用前に「男女共同参画センター使用許可申請書」を男女共同参画センターに提出してください。
- ・使用料を受領のうえ、「男女共同参画センター使用許可書」を発行します。

◇施設使用料について

- ・貸出施設は以下の施設です。
- ・使用料は原則として使用予約の受付が完了した時にお支払いください。使用日当日の支払いも可能です。
- ・支払時間は9：00～17：00です。

・施設使用料一覧（1時間につき）

使用区分／時間区分	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
会議室	2 2 0 円	2 7 0 円
※2分割	1 1 0 円	1 3 0 円
活動室	1 1 0 円	1 3 0 円
多目的室	5 0 円	6 0 円

※冷暖房を使用する期間（6/1～9/30、11/1～3/31）は、それぞれの使用料に40%の割増が生じます。

- ・使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入します。
 - ・認定団体登録をした者は、施設使用料が半額になります。
 - ・認定団体登録をした者は、用紙持参でセンターのコピー機を無料でご利用いただくことができます。（1団体につき1日1,000枚まで）
- 利用の前に「男女共同参画センター複写機利用申込書」を男女共同参画センターに提出してください。

◇その他について

- ・各施設とも使用後は必ず使用前の状態に戻してください。
- ・準備及び清掃等も使用時間内で行ってください。
- ・公序良俗に反するものや営利を目的とする事業を行う場合は施設を使用することができません。
- ・ごみは各自でお持ち帰りください。

何か不明な点があればご連絡ください。



0476-36-5569（成田市男女共同参画センター）
0476-20-1507（成田市役所市民協働課）